鳥取縣公報 火每 金週 曜日発行(株日ニ當ル 79

◇鳥取縣告示第二百十三号

更條例の一部を次のように改める。 第一期分」を加える。 鳥取縣稅納期限変更條例中「船舶稅」の下に「自動車稅 昭和二十五年三月鳥取縣條例第十四号鳥取縣稅納期限変 ◇鳥取縣條例第二十一号 この條例は公布の日から施行する。 昭和二十五年四月二十五日 鳥取縣稅納期限変更條例中改正條例 鳥取縣知事 例 示 尾 愛 治

> 鳥取縣立米子兒童相談所を昭和二十五年四月一日から鳥 百

昭和二十五

年

四月二十五日

矅

H

ハ國定規格A五

取縣会計規則第二條の規定による解に指定した。

昭和二十五年四月二十五日 鳥取縣知事

公有水面埋立竣功期限伸長の件次の通り承認した。

昭和二十五年四月二十五日

西伯郡外江町及び渡村地先中海公有水面

五十七町步

申 請 昭和二十八年三月三十一日

竣功伸長期限

岡山市石関町 岡山農地事務局長

重 政

庸 德

第 二 千 五 年 百 二十五日

(第三種郵便物認可)

尾 愛

治

◇鳥取縣告示第二百十四号

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

埋立の区域

-																					/ U &	0		
	同	同	j	司	同	同	眉] [1	同	ħ	司	同	/ 則	1 生す	大字名					(=	=)		
	同	城ノ後		出 二	同	同	同	あっ谷		同	ī	1	平ラ林	出口		字名	現			2 de	るもつによる	はその都度が	£ .:)	
	司	一三〇五ノ三	ーニニバノニー	-	同ノ九	同ノ八	一三〇五ノ五	一三〇六ノー				• (一三六	者	也	在区			(るもつに下る。	はその都度変えるものとする。		
灯	H	同	同	ļī	司	同	同	同	同	1	同	Ī	1	山林	地目	-	或	-		٠				
同	Ī	司	同	百	đ j	司	同	同	同	i i	同	同] /	小鴨	大字名				昭和二	のように変更した。	耕地整理施	◇鳥取縣生		,
同	H	H 1	同	同	l fi	司	司	同	同	ı	司	同	7 2 7	F	字 名	変更		鳥取縣知事	昭和二十五年四月二十五日	更した。	耕地整理施行のため東伯郡小鴨村の大字、字の区域を次	◇鳥取縣告示第二百十七号		∱y∤ √
		-					(、二一九			四 〇	, , , , , , , , , , , , ,	; ;	反	X		西尾	五日		小鴨村の大字、		X	
司	全部			同	同	全部	3			全部	3				付	域		愛治		;	字の区域を次			

鳥取縣公報

第二千百二号

昭和二十五年四月二十五日

(第三種郵便物認可

Ξ

鳥取縣公報

第二干百二号

昭和二十五年四月二十五日

(第三種郵便物認可)

Ħ.

可同同同同同同同同同同同同	
	林 後
一个问项问问问问问问问	ラ 林 後 ***********************************
可城同同同同军司同同	
	ind ind led
	ini lai
	[II]
	同
	同
	同 ·
	同同
	同
	同
	同
	同
	同同
	可同
] 同
	问
同	i+i
同	
同	• •
同	1.3
	可同同同同

第二千百二号 昭和

昭和二十五年四月二十五日

(第三種郵便物認可)

四

																									:				·									 1	1
同「	司	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同				同	同	同	匝	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	鳥取縣公報
同同	_	ツエスケ	同	杉谷	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	ツェヌケ			The second secon	同	同	同	同	杉谷平	同	同	同	同	出口	同	同	杉谷平	同	同	同	同	同	
一二三四八三		一三三八	一〇〇五內第一	1〇〇四內第一	一二二四ノー	- 二二三ノー	同ノ三	同ノ七	同ノ六	一二二六ノ四	同ノ三	一二三〇ノー	- 三三一ノー	同ノニ	一二三四ノー						同ノ四	同ノ三	一二四四ノー	一二四五ノー	二四四四		同		同	1 11111111	一二四四ノニ	一二四六ノ三	ーニ七七ノー	ーニ七八ノー	一二七九ノニ	一三〇四ノ四	同ノ四	一三〇五ノニ	第二千百二号 昭和
山脈林	京野	山林	畑	原野	闻	同	· 同	同	同	山林	同	畑	山林	同	同	同	山林	Andreas Andreas Control Contro	}		同	同	同	畑	山林	雜種地	同	山林	同	畑	同	同	同	同	同	山林	畑	司	昭和二十五年四月二十五日
同「	司	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	冏	同	同	同	A Control of the Cont		. 1	同	冏	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	(
八重原	同	同	同	杉谷平	同	同	同	同	同	同	冏	八重原	同	同	同	同	杉谷平				同	同	同	同	八重原	同	大平ル	同	杉谷平	同	同	大平ル	同	同	同	同	同	出口	第三種郵便物認可)
		、四〇〇			•								、 〇二八	五三三	、二〇六	,00=	八 C C	1	-	Ų	同	.00	0 =	三 五 五	• 〇二九		、六二一	,001	, 0 =	, 0110	、00七	、 六 1 0							太
同	全部		同	同	同	同	同	同	同	同	同	全部								ì						全部							同	同	同	同	同	全部	

鳥取縣公報

第二千百二号

昭和二十五年四月二十五日

(第三種郵便物認可)

t

一三三四ノー

原野

同

同

同同

同同同同同

ヲンボ

- 一八六

同畑

同一同

上新田

一七八ノ

可

同 同 同

市 市 市 市 尾 敷 下 敷

五二五五 一一七九

同

0 =

==0

一二八

同同

同

同

〇 九 0110

0三七

同 口

一七五

一七七次一

七六 七七

同同同同同

〇 〇 九 一

全部

七四ノニ

道祖神

全部

上新田

100

一三三四ノ三

同 同

八重原

同同

鳥取縣公報

***	-	-	-	*******				-	-									
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	间	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	上新田	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	市ノ下	道祖神	同	上新田	Service and Assessment Control of the Control of th
同	=	同		同	同	同	同	同	同		同	同	同	=	=	同		
1-0	一三四六ノ九	ノ三	一七八ノニ	ノ三	ク四	/ 	ノ. ニ	ノ七	ノ五	四四ノ六	ノー	同ノ六	ノ 五	一三四五ノニ	一三三四ノニ	次 一	一七五五	
同	山林	同	畑	同	同	同	间	同	同	同	同	同	同	同	原野	同	畑	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	Providence Community of the Community of
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	市屋敷	上新田	同	市ノ下	
	、 一六										•					,0==	· 10四	
全部		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	全部	j.			Commission of Co

第二千百二号

昭和二十五年四月二十五日

〇〇九

同 同 全部

同同同同同同 同 同 同 同 市ノ下 同同同同同 大平ル 同 一三四六ノニ一三四七ノ六六九八八第一 一一四七ノ六二 一三四七ノ六 一四七ノ一〇八 / ---ァ ノ ァ ァ 八 八 八 九 〇 一 九 〇 ノ一〇九 ノ -0 ノ ニ 山林 同 同 市屋敷 市ノ下 010三 0011 <u>=</u>0: 00 0011 〇 〇 九 0 :: O 八 一五

同 同同同同同同 同同同同 大 同 ル ラ下 一三五二ノー 同 同 同 同 同 一 三五〇ノ四 イナ 五 一 二 フェ 四 同同一三五一 ノ ノ ノ ノ - 七 六 五 ノ八八六 ノ 五 ノ四八 同同同同畑同同同同同 同同同同同同同同同同同 同同

- 0 0 二 八 六 六 六 六 九一七 六二九 1 1 111

平ル林

同 同 同 市ノ下

大平ル

平ル林

同同同同同同经部

大 平

五三

10)

(第三種郵便物認可)

鳥取縣公報

第二千百二号

昭和二十五年四月二十五日

同同

	八重原	同	畑	ニニー六ノ六	-	鯰平	同
,0011	同	同	同	一三八一ノニ	1 ====	同	同
, 1100	同	同	同	<u>/</u>	同	同	同
· O Z	同	同	同	ノ四	同	同	同
	同	同	同	ノ三	同	同	同
	同	同	同	一三七九ノニ	=======================================	同	同
、 二 四	同	同	同	七八	一三七八	同	同
	同	同	同	て七	ーニセセ	同	同
五五	同	同	同	七六	. 1 = 2	同	同
、 二八	同	同	同	七五	三三七五	[司]	同
· ====================================	同	同	同	九四	=======================================	周	同
、10六	同	同	同	T = 1	一三七三	同	同
0	同	同	同	711	一三七二	同	同
, 1011	同	同	山林	₩ —	二三七一	同	同
=======================================	同	同	同	ノー	同	同	同
, = =	大平ル	同	原野	一三六二ノ四	=======================================	狐塚	同
	同	同	同	ノ 二二九	同	同	同
, '	同	同	同	ノ <u>1三</u> 0	同	同	同

鳥取縣公報

第二干百二号

昭和二十五年四月二十五日

(第三種郵便物認可)

<u>−</u> Ξ

全部

24

Fig. Fig.
同 同 一二〇八八一 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同
同
同
同
同
同
同
同 同 一 一 一 一 一 一 一 一
同
同
同同の一二〇八ノー同同同
同同の一二〇八ノー同同
同 一二〇八/一 同 同

鳥版縣公報

第二千百二号

昭和二十五年四月二十五日

(第三種郵便物認可)

同同同同同同同 同同同同同同同 鯰平 ツェヌケ 同同同同同同同同同金部 同同

鳥取鳳び韓	第二千百二号	昭和二十五	昭和二十五年四月二十五日	(第三种	(第三教郵便物部下)	- ','	a un municipalità de Companya de la municipalità de la manda d
同同	同	ノニ	同	同同			同
大字、字変更							
現	在区	域		変	更	区域	
大字名 字 4	名地	番	地目 一十	大字名 1	字 名 反	別。	附記
小鴨 道祖芸	神 一三三九ノ四七		畑	北野	天神野		全部
同同	同	ノ五三	同	同同	IPS	0 -	
北野 天神野	野 七六一ノ六〇		同	小鴨	道祖神		全部
同同	. 同	ノ六八	同	同同	Je3		同
同同	同	ノ六一	同	同同	ie.		同
同同	同	ノ六ニ	同	同同	IHI		同
同同	同	ノ六三	同	同同	, ieu		同
同同	同	ノ六四	同	同同	. I P 9		同
同同	同	ノ六五	同	同同	l⊷i		同
同同	同	ノ六六	同	同同	ie)	00 7	
同同	同	ノ六七	同	北野	莊屋平		全部
同莊屋平	一 八四〇ノ六		山林	小鴨	道祖神	七〇五	
同同	八三九ノー		畑	同同	IHI		全部
同同	同	ノ ニ ·	山林	同同	PTJ	四二七	
A Charles of the Control of the Cont	THE RESERVE THE PROPERTY OF THE PERSON OF TH	9	A CONTRACTOR OF THE PROPERTY O			U	

第二千百二号

昭和二十五年四月二十五日

(第三種郵便物認可

九		(第三種郵便物認可)	(第三年	昭和二十五年四月二十五日	昭和二十五	第二千百二号		鳥取縣公報
步 西山 、二〇八		步	南谷安步	同	ノ五	同	同	同
同	同		同	同	ノ四	同	同	同
同	同		同	同	ノ三	同	同	同
同	. 同		同	雑種地	八七四ノー	八七四	同	同
同	同		同	同	ノ 二 五	同	冏	同
同	同		同	同	二四	同	同	同
同	同		同	同	七五ノー	八七二	同	同
同	同		同	同	ノ 一 五 五	同	同	同
同	同		同	同	ノーー四	同	同	同
局居 新林		局居	同大鳥居	同	八七六ノ八九	八七二	壱里 塚	同安步
司	同		同	同	ノ 五	同	同	同
(步 亳里塚 八、六一一	-	步	南谷安步	原野	九ノー	一二三九ノ	新林峯	南谷大鳥居
野ノ下	野ノ下		同	畑	7	ガカニノー	堂ノ元	同
同	同		同	山林	八	七〇八	同	同
同	同		同	原野	七	七〇七	宮ノ元	同
同	同		同	同	ノ ニ	同	同	同
同	同		同	同	<i>J</i> — —	同	同	同
天神	天神		同	同	七八九ノ一〇	七八七	下天神野	同
	D ASS. W. I. S. LOW TO BE SERVED AND ADDRESS OF THE SERVED ADDRESS OF THE SERVED AND ADDRESS OF THE SERVED AND ADDRESS OF THE SERVED ADDRES		POWER AND A STANKE	A PART OF THE PROPERTY OF THE		AND PLANTS OF THE PROPERTY OF		-

天神西平 下天神野 天神西平 八四一ノニー 七九〇ノー 七八九ノ八 九七八五六 同同同同同同同同同同 下天神野 天神西平 天 同 同 同 同 同 , 0011 ,001 0,1,1 001 同同同同同同同同同经

鳥坂縣公報

第二千百二号

昭和二十五年四月二十五日

(第三種郵便物認可)

=

	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	1.耳男公喜
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	壱里 塚	同	西山	
	同	八七五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	八七	八三四	八三五	W - 1 - 1 - 1
	ノニ六	五ノ三	/ = =	/ 	/=0	ノ 一 九	ノ 一 八	ノーセ	ノー六	ノ 一 五	ノ 一 四	ノー三	/ =	ナ 一 一	<i>√</i> − 0	七五ノ九	四	五	
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	原野	畑	山林	
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同一	COLUMN TAXABLE AND
,	同	中 山	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	西山	同	壱 里塚	CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF
eg i	The state of the s		1, 100	、三八八	、三〇七	、二〇八	, ,	、 〇一六	、00八	、 〇〇五	.0011	、00四	、00六	〇 五	、〇〇九	.0011	. 0	. 100	A STANSON OF THE STAN
)	同	全部	*						-										

第二千百二号

(第三種郵便物認可)

南谷大鳥居

(第三種郵便物認可)

同同

耕地整理施行のため岩美郡東村の字の区域を次のように変更した。 ◇鳥取縣告示第二百十八号 昭和二十五年四月二十五日 下同同同同同同朝于 新林 同同同同 一〇六二ノ五 一〇七九 八八 10六0~1 同同同 ノ 六 ノニ ノ三 ノ ノ ノ ー 四 三 同同同 同 同 同同同同同同同同同同同同 下朝干 一、六〇九 , 1100 四二四 二二四

全 部

全部

同同

全部

西

尾

愛

同同同同同同同

i																		 -	l
	同	同	同	同	冏	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	陸上	大字名		d -
	牛谷	同	同	同	小牛谷	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	間藤口	字名	現	
	七四六	同ノー	七三二	同ノニ	七二三ノー	七二二ノ三	同ノ四	同ノニ	七二一ノー	セニ〇ノミ	七一八ノー	七一七	七一六	七一五五	同ノ五	セー〇ノー	地番	在区	
	同	田	畑	国有地	H	国有地	田	国有地	同	同	同	ם	同	同	同		地目	域	
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	,同	同	同	同	陸上	大字名		
	三牧畑	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	牛谷	字名	変更	
	、六二〇					010			、〇二八		、 〇二六	· == 10	一、五〇〇	· = 10		、 00回	反別	Z,	
		同	同	同	全筆		同	全筆		全筆					全筆		附記	域	The second secon

鳥取縣公報

第二千百二号

昭和二十五年四月二十五日

(第三種郵便物認可)

Ξ

00259

第二千百二号

昭和二十五年四月二十五日

(第三種郵便物認可

五

二四

(第三種郵便物認可)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 笹山下 同 同 七六六ノ 八二五合併 七六七 七六一 八三三 八二 八三〇 七七八 同 七六九 七六八 同 七六〇 七四九 內第一 同 田 畑 同 同 畑 同 同 同 ī 同 同 同 同 同 口 同 同 同 同 同 寺谷口 同 同 同 同 同 同 1100 010 001 三四 三五 110 一〇五 全筆 同 全筆 全筆 全筆 同 同 同 同

◇鳥取縣告示第二百十九号

鳥取縣津波予報傳達実施要領を次のように定める。

昭和二十五年四月二十五日 鳥取縣知事 西

尾

愛

治

鳥取縣津波予報傳達実施要領

津波に襲われる虞のある沿岸地区の住民に対し津波警 の保全を図るを目的とする。 発生に際してその被害を最少限度に止め且つ社会秩序 報を有効且つ迅速に傳達する機構を組織し、 目 地震津波

津波警戒区域

淀江町、 逢坂村、 消安町、 鳥取市、米子市、 酒津村、浜村町、 村、大岩村、福部村、氣高郡末恒村、寶木村、 長瀬村' 八橋町、 大和村、 光德村, 中北條村、下北條村、 赤碕町、 青谷町、東伯郡泊村、字野村、 岩美郡東村、 巖村、 御來屋町、 日吉津村、 安田村、下中山村、 庄內村、 浦富町、田後村 大誠村、 夜見村、 所子村, 富益村、 由良町、 瑞穗村、 高麗村、 西伯郡 橋津 網代

> 和田村, 大篠津村、 中浜村、 余子村 上道村、

> > 境町

外江町、 渡村、 崎津村各沿岸

第三 実施方法

関は相互に緊密な連絡協調の下に本要領に基き迅速確 鳥取縣に影響ある津波予報については縣内の各関係機 するものとす。 実に関係市町村 (警戒区域) 民に対し傳達し万全を期

り利用すること。 現在ある地球物理学上の報告及び予報を出來る限

から迅速確実に末端まで傳達することに重点を置き 津波の來襲は地震発生後直に生起するものである

運用を図ること。

町村長とする。 とし傳達受領責任者は実施主体である警戒区域の市 鳥取縣に於ける津波予報傳達中樞機関は左の通り

津波予報傳達中樞機関

鳥取電氣通信部 (電報局電話局も含む)

国家地方警察鳥取縣本部(警察署も含む)

昭和二十五年四月二十五日

00253 予 别 ッ ッ オ 3 ヤ ワ (五) 合も含む) れあると予知した場合は直ちに傳達中樞機関に通報 イ びに所属機関より津波來襲の通報を受けた傳達機関 すること。 報文により傳達すること。 戒区域津波の程度、 の中樞は、 (管区氣象台及び地方氣象台よりの通達を受けた場 報 津波予報 ž を定めること。 の割当を定めること。 なおこの選定については応急救助 所を選定すること。 管区氣象台、 力 予報は地震規模、 予報傳達を受けた傳達受領責任者は迅速適切なる 右避難方法は 避難箇所に通ずる道路を選定し地区別使用方法 避難箇所每に定員を决定しこれに入所する地 津波來襲に備え予め 判定の時間的制約、 ナ ナ ナ が直ちに開始出來るよう考慮すること。 37 **〜これを予報傳達受領責任者に傳達すること** Ξ 文 3 シ 通報せられた地域及び予報の種別に応じ 様な処では充分注意 本波による被害が予 を対したでは充分注意ない。 はなりでは充分注意ない。 はなりでは充分注意ない。 はなりでは充分注意ない。 はなりでは充分注意ない。 はない。 はな。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 は は は は は は は 津波はない 地方氣象台及び測候所(觀測所) 般民衆に周知徹底せ 被害予想等を含むを原則とする 0 震源地発震時、 危險は 人口地形を考慮 傳達操作上第一報は別紙予 なく 注意をするが予想さ 予 いが所大 なり 津波の有無。 (避難所で まし でき いるよう、そのなった。 しめ - W Ļ た。 16 報 避難 避難筒 三の 米で 程度な の加にない。 多く 文 処波成 の被でのを 所害 (当) 達のみに依存出來ない実態の発生も少からず予想さ 台及び測候所、 限に発揮した場合に於て初めて其の効果を期し得る ものであつて、 し津波翁育の徹底を図りこれを補うも 計画を樹立すること。 なる連絡を図り定期的に試験を行うこと。 利用し直ちに放送すること。 も大し ではった るので関係市町村長は常に各関係機関 この津波警報の傳達系統は関係機関の機能 関係市町村長は平時に於て関係機関と密接な連絡 通信系統に 置くよう充分配意すると共に学校、 民衆に対し周知徹底せしめること。 計画を予め樹立し津波警報とその傳達方法を一 も二く三米位に達する たきくなりやすい処と して下さい。予想され と一米程度或はそれと 解 Ø) 混乱を防ぐことの 觀測所)の協力を得て一般民衆に対 津波の狀况によりこ 說 からと思われれない。 いいでは、これるきでには、これのでは ま波高 すのさ て下よさ の系統による傳 で被害

取縣公

第二干百二号

和二

+

 $F_{\mathbf{L}}$

年四月二

+

Ŧ.

(第三種郵便

物

認 呵

5

で

し予

よりさ

on

をい 受所

けで

た五

のとする

(管区氣象

を最

方法に 見張りせしめること。 般民衆に 傳達すると共に見張八を して

津波予報の傳達は各傳達中樞機関 の責任に於て他

の通信より優先して送達すること

放送局は津波情報を受けた時はラヂ オを最大限に

測候所(觀測所)

に於て地震及び津波の発生の虞

境海上保安部

大阪鉄道局米子管理部

鳥取縣(厚生課) 鳥取放送局

ついては中樞機関及び関係方 と密接

を図り津波予報の連絡及び傳達に協力すること。 津波警戒区域内の市町村長は左の事項の具体的 な

津波警報を最も迅速適確に一般民衆に傳達する

般

の諸施設の疏開計画を樹立して置くこと。 一般各家庭に津波警報を傳達する方法を工夫し 工場、 病院等

(第三種郵便物認可)

第二十五二号

昭和二十五字四月二十五日

二 八